

アサヒビール株式会社からの寄付金を活用した 「奈良県の豊かな自然や文化の保護・保全事業」

1 趣旨・目的

- 「奈良県地域貢献サポート基金」は、多様な主体が連携・協力して地域課題に取り組むことにより、くらしやすい地域づくりを進めることを目的として設立されました。
- 本基金では、県民・事業者の皆様等からいただいた寄付金を活用して、地域課題の解決に取り組むNPOや自治会等の地域貢献活動団体の活動を支援します。
- 今回募集するのは、アサヒビール株式会社からの寄付金を活用した「奈良県の豊かな自然や文化の保護・保全事業」です。

2 寄付者様がテーマを設定した趣旨

アサヒビール株式会社は、主力商品『アサヒスーパードライ』の売上の一部を、都道府県ごとに設定した自然や環境、文化財などの保護・保全活動に役立てていただく、【アサヒスーパードライ「うまい！を明日へ！」プロジェクト】を実施し、多くのお客様からご支持を頂戴しています。

奈良県における今回のプロジェクトの寄付金は、環境保全活動や伝統文化の保護活動などに活用していただき、奈良の豊かで美しい自然や、長い歴史の中で受け継がれてきた文化を次世代に継承していただきたいと考えています。

3 募集事業

- 以下の（１）から（５）までのすべての条件を満たす企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して補助を行います。

（１）寄付者の設定したテーマ（奈良県の豊かな自然や文化の保護・保全事業）に合致する事業であること。

＜想定される事業例＞

自然環境を保全する事業

- ・ 森や林などの緑地・里山等の自然環境保全活動
- ・ 河川・湖沼等の水辺の自然環境保全活動
- ・ 県内の自然環境に関する情報の発信・啓発活動

地域の伝統文化を継承する事業

- ・ 人材育成（伝承者の養成、文化遺産保護に対する協力者の養成等）
- ・ 記録作成等（映像、写真、文章による記録作成、編集等）
- ・ 調査研究等（調査研究、資料収集等）
- ・ 普及啓発活動（講演会、シンポジウム、展示会等） など

（２）奈良県内で行う事業であること。

(3) 応募団体の規約・定款等で、行うことができる事業であること。

(4) 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業ではないこと。

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教にかかわる事業
- ・営利を目的とした事業
- ・法令等に違反している事業

(5) 奈良県の他の事業により補助又は委託を受けている事業ではないこと、もしくは受ける見込みのある事業ではないこと。

※奈良県が実施する他の事業と、事業内容が重複すると認められる場合は、申請を取り下げてください。

4 補助事業の実施期間

○ 補助事業は、次の期間に実施し、かつ、完了する事業とします。

平成26年4月1日から平成27年2月末日

5 選定件数及び補助金額等

○ 選定件数

3件程度

○ 補助金額

1事業60万円を上限（総額1,670,949円を上限）

※補助金額の交付決定は、平成26年度当初予算の県議会での成立が前提となります。

○ 補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費

区分	内 容
旅費交通費	職員の交通費、外部講師等の交通費等
通信運搬費	宅配・郵送料等
消耗品費	材料・消耗品等の購入費
印刷製本費	パンフレット・チラシ等の印刷費
使用料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料
諸謝金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金
保険料	ボランティア保険等
人件費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員の賃金等
その他	その他知事が必要と認める経費

○ 対象外経費

- ・他者からの補助や委託等を受けて実施する事業にあたっては、その額に相当する経費
- ・飲食に係る経費
- ・団体の事務所の管理運営費

- ・団体の財産形成につながる工事請負費、備品購入費（単価 2 万円以上の機材等）

○ 補助率

補助対象経費の 10 分の 10

○ 補助事業による収入

当該補助による事業を実施する際は、受益者からの利用代金や入場料金等の徴収は行わず、原則無料で行うものとします。ただし、講座におけるテキスト代や教材費等の実費相当額を徴収する必要がある場合は、当該金額を徴収することができます。なお、補助金額は、補助対象経費から当該補助事業による収入を除いた金額となります。

6 応募団体の資格

- 次の（１）から（３）のいずれかに該当する団体とします。なお、応募は、**1 団体につき、1 提案まで**とします。

（１）特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人のうち、次の要件を満たすもの

ア 奈良県内に事務所を有し、法第 2 条第 1 項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 特定非営利活動に関して原則 1 年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 法第 29 条に規定する書類（事業報告書等）の全てを所轄庁に提出していること。

エ 法人の運営について、法に規定する適切な運営がなされていること。

オ 法人の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

カ 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

（２）社会貢献活動及び地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織のうち、次の全てを満たすもの。ただし、募集するテーマにより、社会福祉法人及び医療法人を加えることができるものとする。

ア 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則 1 年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 団体の役員が法第 20 条に規定する欠格事項（成年被後見人、被保佐人、破産者で復権していないもの等）に該当しないこと。

エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

オ 法第 2 条第 2 項第 2 号に該当する団体であること。

カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算書類及び決算書類を整備していること。

キ 団体の運営を、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

ク 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

- (3) 前記(1)または(2)に該当する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。」については構成団体の3分の2以上の団体が満たせば足りるものとする。

7 応募方法

- 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、奈良県くらし創造部協働推進課まで、**特定記録郵便または簡易書留郵便**（配達記録のある宅配便を含む。）で送付または持参してください（送付の場合は、締切日までに必ず届くことを確認してお送りください）。

(1) 募集期間

平成26年2月6日（木）から平成26年2月28日（金）17時まで【必着】

※持参の場合の受付時間は、9時～17時（土日祝日及び12時～13時を除く）

(2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、申請してください（申請書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください）。

- ①寄付者テーマ設定型協働推進事業企画提案書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③事業の実施体制（様式3）
- ④団体目的等についての誓約書（様式4）
- ⑤団体の規約・定款等の写し、役員名簿
- ⑥直近1年間の事業報告書（書式は自由です）
- ⑦直近1年間の収支決算書（書式は自由です）
- ⑧その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関誌等）

※複数の団体が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、様式2の「事業計画書」の「2 団体の概要」、様式4の「団体目的等についての誓約書」、「団体の規約・定款の写し」、「役員名簿」、「直近1年間の事業報告書及び収支計算書」は、各団体ごとに作成してください。

※提出いただいた書類は、様式2の「事業計画書」の「2 団体の概要」中の「連絡責任者/連絡先住所」欄以外は、全て原則公開対象の資料とします。

※書類の様式の電子データは、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

奈良県地域貢献サポート基金のホームページ
<http://www.nvn.pref.nara.jp/kikin/support/>

8 審査方法

○ 審査機関

「奈良県協働推進審査会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

○ 審査方法

公開プレゼンテーション審査により審査します。

ただし、応募多数の場合には、書面審査により、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。

<公開プレゼンテーション審査>

①日時 平成26年3月26日(水) 13:30~16:30(予定)

②場所 奈良県庁5階 第一会議室(東) (奈良市登大路町30番地)

※公開プレゼンテーションを欠席された場合は失格となりますので、ご注意願います。

○ 審査結果

審査の結果については、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載するとともに、申請団体すべてに通知します。

○ 審査基準

審査項目	内 容
課題への対応性	・ 寄付者設定テーマに的確に対応し、十分にその解決を図り得るものとなっているか
公 益 性	・ 事業の受益者が特定の人や団体に限定されず、対象地域において不特定多数の者の利益となるなど、公共の利益を増進させるものとなっているか
先駆性・新規性	・ 県内において先駆的な事業であるか ・ 申請者の既存事業と同一の事業にあっては、それを発展させるものであるか
実 行 力	・ 活動実績、実施体制など、事業の遂行能力は十分であるか ・ 事業の実施期間、事業経費の積算は適正か ・ 実施方法が具体的かつ有効なものか
組織観・使命感	・ 事業の取り組みに意欲や熱意があるか ・ 積極的に情報公開に努めているか

9 補助事業の流れ

①申請期限	平成26年2月28日(金) 17:00【必着】
②事業の審査	公開プレゼンテーション 平成26年3月26日(水) 13:30～16:00(予定) 開催場所：奈良県庁5階 第一会議室(東) ※公開プレゼンテーションを欠席された場合は失格となります。 ※応募多数の場合、事前に書面による審査を行い、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。
③事業採択通知	平成26年3月下旬を予定
④事業実施	平成26年4月1日～平成27年2月末 選定された事業計画書に沿って事業を実施 ※事業執行上必要がある場合は、補助金の一部を概算払いをすることができます。
⑤実績報告及び精算払	事業完了後、20日以内に実績の報告が必要となります。 実績報告を確認後、補助金の精算払いを行います。

10 留意事項等

○ 情報公開への同意

審査過程の公平性及び透明性を高めるため、提案事業の概要、団体名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション時には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁内の関係課にも情報提供を行います。

○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。また、事業実施後は、事業成果報告会での発表等、制度の普及・検証のためにご協力をお願いすることがあります。

奈良県くらし創造部協働推進課 〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8713 / FAX 0742-27-6139

E-mail chiiki@nvn.pref.nara.jp

URL <http://www.nvn.pref.nara.jp/kikin/>